

(平成26年11月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険の資格取得日は、昭和20年4月1日であると認められることから、申立期間の船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年4月1日まで

B社(現在は、C社)を船舶所有者とする船舶に乗務していた申立期間の船員保険の加入記録が無い。同社を船舶所有者とするD丸が撃沈されたときに船員手帳を紛失したとするA社の証明書を提出するので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

戦時加算該当船舶名簿及び「E資料館」が保有する資料により、B社を船舶所有者とするD丸は、昭和19年1月1日から撃沈された20年6月*日までの期間に戦時加算該当船舶であったことが確認できる。申立人が保有するA社発行の「船員手帳流失証明書」により、申立人がD丸に乗務中の同年6月*日に、同船舶が沈没したことが記されていることから、申立人は、同日まで同船舶に乗務していたことが確認できる。

また、船員保険被保険者台帳及びD丸に係る船員保険被保険者名簿により、昭和19年9月29日に同船舶において、船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる従業員は、「申立人は通信士であった自身の上司であり、自分が同船舶に乗務していた頃から同船舶が撃沈された頃まで、同船舶に乗務し、その後もA社が管理する別の船舶に乗務していたことを記憶している」旨供述している。

さらに、旧船員保険法により、昭和20年4月1日から予備船員についても船員保険の被保険者としてとされたところ、戦時海運管理令では、被徴用船員については、雇用期間の満了その他解雇及び退職以外の事由により雇用関係の終了する場合において

は、引き続き雇用関係を存続させなければならない（同令第 23 条第 2 項）と規定されている上、申立期間当時、A社が管理する船舶に通信士として乗務していた従業員及び申立人の妻の回答からも、申立人は、申立期間に同社の管理下にあったことがうかがえる。

加えて、日本年金機構は、D丸に係る船員保険被保険者名簿について、昭和 20 年 4 月 1 日付けで、それまで船舶ごとに作成されていたものが船舶所有者（事業所）ごとに作成されるようになったと考えられる旨回答していることなどから、申立期間当時のD丸に係る船舶所有者はA社であったことが認められる。

これらのことから、申立人は申立期間について、A社における船員保険の被保険者であったことが認められる。

一方、申立人の昭和 21 年 4 月 1 日付けの資格取得日が記載されているA社に係る船員保険被保険者名簿の記載事項を見ると、申立人の被保険者記録の後に 20 年 4 月 1 日に資格取得している被保険者の記録が多数見受けられ、また、別のページにおいても同様の記載内容が多数確認できる上、資格取得日よりも前の日付で資格喪失日が記載されている者もあり、当該名簿の記載内容に不自然さがうかがえること等を踏まえると、申立人について、社会保険事務所（当時）の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 4 月 1 日にA社における船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 53 条の規定に準じ、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年12月29日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。申立期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している申立期間に係る「給与支給明細書2004年12月分賞与」及び申立期間に給与振込みの口座を開設していた銀行が保有する「お取引明細表(当座・普通・別段)」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書で確認できる賞与総支給額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA組合における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

A組合からB組合C支所へと転勤し、継続勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA組合の複数の同僚等の供述により、申立人は、申立期間において、同組合に勤務していたことが認められる。

また、当時の給与計算事務担当者の供述から、A組合の保険料控除方法は当月控除であったと推認できるところ、同組合に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和47年3月31日となっているが、同日まで同組合に勤務していたとする同僚から提出された同年3月分の給料明細書によると、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿における申立人の昭和47年2月の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A組合は既に解散しており、同組合の清算人は、申立期間当時の資料が無く不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所

(当時) がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は7万7,000円、16年2月25日は20万円、同年8月25日は26万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

年金事務所からのお知らせにより、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知ったので、年金記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年8月25日は7万7,000円、16年2月25日は20万円、同年8月25日は26万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は1,000円、16年2月25日は2万4,000円、同年8月25日は4万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

年金事務所からのお知らせにより、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知ったので、年金記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年8月25日は1,000円、16年2月25日は2万4,000円、同年8月25日は4万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 8 月 25 日は 3,000 円、16 年 2 月 25 日は 1 万 2,000 円、同年 8 月 25 日は 1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からのお知らせにより、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知ったので、年金記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 8 月 25 日は 3,000 円、16 年 2 月 25 日は 1 万 2,000 円、同年 8 月 25 日は 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は7,000円、16年2月25日は4万3,000円、同年8月25日は3万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

年金事務所からのお知らせにより、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知ったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年8月25日は7,000円、16年2月25日は4万3,000円、同年8月25日は3万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は1万7,000円、16年2月25日は8,000円、同年8月25日は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

年金事務所からのお知らせにより、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知ったので、年金記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年8月25日は1万7,000円、16年2月25日は8,000円、同年8月25日は6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年12月*日付けで解散しており、当時の事業主等から資料を得ることができないものの、申立人から提出のあった20年4月17日付けで同社から送付された文書に記載されている内容から判断すると、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を平成5年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月26日から同年4月1日まで

A社C支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成5年3月26日に同社に入社し、C支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る従業員カード、申立人から提出されたD厚生年金基金が発行した厚生年金基金加入員証及び同基金の加入記録を管理する企業年金連合会から提出された申立人に係る中脱記録照会（回答）から判断すると、申立人は、平成5年3月26日からA社C支店に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成5年3月26日であると回答している上、申立人と同時期に、同社C支店に入社した従業員は、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格及び厚生年金基金の加入員資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における平成5年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

A年金事務所から賞与の支給について確認依頼の文書を受け取り、同年金事務所に相談に行ったところ、申立期間に係る賞与記録が漏れていることが分かったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保有する社員別支給控除項目一覧表及び同社から給与計算業務を委託されていた社会保険労務士事務所の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記一覧表において確認できる賞与額及び保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、当該賞与に係る保険料も納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から33年8月1日まで
A社(後に、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和32年3月に運転助手として入社し、33年3月からは運転手として勤務していたことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、期間は特定できないが同社に勤務していたと推認される。

しかしながら、B社は、平成14年9月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、15年11月*日に株主総会の決議により解散しており、申立期間当時の事業主も所在が確認できないことから、申立人のA社における厚生年金保険の加入及び保険料控除の事実について確認することができない。

また、申立期間当時にA社で勤務していた複数の元従業員に照会を行い、同社における厚生年金保険の加入の取扱いについて問い合わせたところ、申立人と同じ運転手であった元従業員二人から回答が得られ、そのうち一人は、「運転免許を持っていても何か月間かは試用期間があり、運転助手はまだ見習いということで、厚生年金保険には入れなかったと思う。」と述べており、他の一人は、「自分も、入社してすぐには厚生年金保険の加入記録がついていないのは、試用期間があったからかもしれない。」と述べている。

さらに、この二人の元従業員はいずれも、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載のある資格取得年月日より前に同社に入社したと記憶していることから、同社に入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

これらのことから判断すると、A社は、申立人が運転助手であった期間及び運転手として勤務直後の期間については、厚生年金保険に加入させなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 4 月 30 日から 8 年 1 月 25 日まで
② 平成 9 年 11 月 21 日から 10 年 12 月 1 日まで

A社でタクシー乗務員として勤務中、自宅前で行われたB市下水道局の公共工事により健康被害に遭ったため、同社からの退職を余儀なくされ、次に就職したC社においても健康上の理由から個人タクシーの代務運転手への転職を強いられたが、B市からは何の補償も受けておらず、申立期間①及び②の社会保険料も全て個人負担となっている。このため、本来健康被害に遭わなければ勤務していた各申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社での雇用保険の記録及び申立人から提出された同社での在職証明書に記載されている在職期間は、平成 4 年 4 月 16 日から 7 年 4 月 29 日までとなっており、申立人の申立期間①における勤務は確認できない。

また、申立人は、申立期間①の保険料控除が確認できる資料として、平成 7 年分の所得税の確定申告書（控え）を提出しているものの、当該申告書に記載されている社会保険料控除額は、A社が保管している申立人に係る同年分（同年 1 月 1 日から同年 4 月 29 日まで）の賃金台帳の社会保険料控除額と一致しており、申立期間①における厚生年金保険料控除は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「申立期間①にA社で勤務できなかったのは、B市の公共工事による健康被害が原因であり、行政の責任である。」旨主張しているが、当該主張については、第三者委員会の審議対象とはならない。

2 申立期間②について、申立人のC社での雇用保険の記録及び申立人から提出された同社での在職証明書に記載されている在職期間は、平成8年1月25日から9年11月20日までとなっており、申立人の申立期間②における勤務は確認できない。

また、申立人は、申立期間②の保険料控除が確認できる資料として、平成9年分及び10年分の所得税の確定申告書（控え）を提出しているものの、9年分については、当該申告書に記載されている社会保険料控除額は、C社での同年1月から同年10月までの期間におけるオンライン記録の標準報酬月額から算出した社会保険料額とおおむね一致していること、さらに、10年分については、当該申告書に同社での収入額の記載は無く、社会保険料控除額の内訳は、当該申告書の記載により国民年金保険料及び国民健康保険料であることが確認できることから、申立期間②における厚生年金保険料控除は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、B市D区役所が保有する記録では、申立人がC社を離職した翌日の平成9年11月21日から15年5月6日までの期間、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「申立期間②にC社で勤務できなかったのは、B市の公共工事による健康被害が原因であり、行政の責任である。」旨主張しているが、当該主張については、第三者委員会の審議対象とはならない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月 17 日から平成 4 年 4 月 16 日まで
② 平成 8 年 1 月 25 日から 9 年 11 月 21 日まで

A社で勤務した申立期間①及びB社で勤務した申立期間②について、標準報酬月額が報酬月額と相違する旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から保険料控除が確認できない等の理由により、記録の訂正はできないとの通知を受けた。しかし、納得できないので、再度の申立てを行ったが、結果は同じであった。今回、再々度の申立てを行うので、各申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、i) A社が保管する昭和 63 年から平成 4 年までの分の給与所得の源泉徴収票によると、同源泉徴収票に記載された各年の社会保険料等の金額はオンライン記録の標準報酬月額から算出した各年の社会保険料控除額とほぼ一致していること、ii) 申立人が保管する 3 年分及び 4 年分の所得税の確定申告書に記載された各年の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した各年の社会保険料控除額とほぼ一致していること、また、申立期間②については、i) B社が保管する健康保険組合の被保険者台帳によると、申立人の標準報酬等級は、取得時が 18 等級、8 年 10 月は 24 等級、9 年 10 月は 22 等級と記録されており、当該等級はオンライン記録の標準報酬月額と一致していること、ii) 申立人が保管する 8 年分及び 9 年分の所得税の確定申告書に記載された各年の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した各年の社会保険料控除額とほぼ一致していることから、申立期間①及び②について、既に年金記録確認C地方第三者委員会(当時)の決定に基づき 23 年 2 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、上記通知に納得できないとして再申立てを行ったが、新たな資料等の提出は無く、標準報酬月額を訂正してほしいと主張しているのみであり、年金記録

確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に同委員会の決定に基づき平成23年10月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな資料として、「i) 3年年末一時金計算支給票、ii) 9年夏期一時金考査表、iii) 立坑基地構築に関する質問事項について(回答)、iv) 平成8年ホテル宿泊預り証、v) D市E区総合庁舎(仮称)建設に係る庁舎概要等について、固定資産税等領収書及び個人タクシー免許取得時の費用、vi) タウンワーク広告(報酬の参考)」を提出し、申立期間①及び②の標準報酬月額はもっと高いはずであると主張しているが、i) からiv) までの資料は前回の申立てにおいて既に提出済みであること、v) 及びvi) の資料は申立事業所の標準報酬月額とは関連しない内容であり、給与支給額及び保険料控除額について確認することができないことから、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 19 日から同年 8 月 31 日まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは認められるが、申立人の雇用保険被保険者区分は「短時間」と記載されていることから、申立人は、申立期間について、週所定労働時間が 30 時間未満の短時間労働被保険者であったものと認められる。

また、A社は、「申立人が保有している勤務表（写し）によると、申立人は、正社員の所定労働時間に比べて勤務時間が少なく、厚生年金保険の加入要件を満たしていなかったから加入させていなかったと考えられる。また、申立期間当時、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から保険料を控除したことは無い。」と回答しているところ、上記勤務表に記載されている申立人と同様の勤務形態であったと考えられる従業員 3 名について、オンライン記録によると、いずれも同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、そのうちの 1 名は、「A社に勤務していた期間の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 59 年 11 月 22 日から平成 17 年 10 月 19 日までの期間は、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 17 日から 6 年 9 月 1 日まで
A 社において、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた。平成 3 年分から 6 年分までの所得税の確定申告書（控え）を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間はA社の非常勤であり、当該期間は同社にほとんど勤務していなかった。」と回答していることから、勤務実態を確認することはできない。

一方、申立人から提出のあった平成 3 年分から 6 年分までの所得税の確定申告書（控え）によると、当該各年において社会保険料控除欄に金額が記載されていることが確認できる。

このため、上記申告書の社会保険料控除欄の金額について、申立期間の標準報酬月額を当時の最低等級額である 8 万円として検証しても、当該申告書の金額は著しく低額であるため、申立期間に係る厚生年金保険料を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。